

2020年2月28日

各位

会社名 楽天株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

(コード：4755 東証第一部)

定款一部変更のお知らせ

当社取締役会は、本日、定款一部変更について、下記の通り、2020年3月27日開催予定の当社第23回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 提案の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結するため、現行定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の一部をそれぞれ変更することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現行定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)

現行定款	変更案
<p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第35条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日

以 上